

## 公益社団法人茨城県看護協会広報誌「看護いばらき」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人茨城県看護協会（以下「本会」という。）の広報誌「看護いばらき」（以下「広報誌」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広報誌に掲載する広告（以下「広告」という。）を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 表紙を除くページ内の本会が定めた場所
- (2) 枠数 本会が使用する掲載記事内容に応じて各号設定
- (3) 規格
  - ①1/2 ページ（縦 135mm×横 170mm）フルカラー
  - ②1/6 ページ（縦 45mm×横 170mm）フルカラー
  - ③1 ページ（縦 297 mm×横 210 mm）フルカラー
  - ④看護いばらきとは切り離れた別刷りチラシ 1 ページ \*看護いばらき送付時同封  
（縦 297 mm×横 210 mm 裏表）フルカラー

(広告の種類及び範囲)

第3条 本会広報誌に掲載する広告の種類及び範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会の広報媒体として公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) その他、会長が本会広報誌に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の禁止表現)

第4条 広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 本会の情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 実際には機能しないもの
- (5) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

### 【1回あたりの広告掲載料（税込）】

広告掲載位置／サイズ	1 ページ	1/2 ページ	1/6 ページ
(表四) 裏表紙	150,000 円	75,000 円	30,000 円
(表三) 裏表紙の裏	100,000 円	50,000 円	20,000 円
(表紙を除く) 記事中	75,000 円	37,500 円	15,000 円

※看護いばらき内掲載ではなく、別刷りしたチラシ型を希望する場合は、上記広告掲載料一覧「(表紙を除く) 記事中」の2倍(裏表占有)の料金とし、別刷りチラシを看護いばらきと同封した際の金額(追加の送料+印刷代)についても別途見積り、請求することとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、随時行う。

2 広告掲載を希望するものは、広告掲載申込書（別紙様式）に広告案等を添えて広告の掲載を申し込むものとする。

（掲載の決定）

第7条 本会は、第6条により広告掲載申込書の提出があった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

2 本会は、提出された広告案の内容が第3条及び第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告原稿の提出）

第8条 広告原稿は、本会が指定する方法により広告主の負担で作成し、本会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

2 前項により提出された広告案の修正については、前条第2項の規定を準用する。

（広告掲載料の納付）

第9条 第7条により広告掲載が決定した場合、広告主は本会が指定する方法により、指定する期日までに掲載料を納付するものとする。

（広告掲載料の返還）

第10条 納付された掲載料は返還しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、納入された掲載料を一部又は全部返還することができる。

(1) 広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 会長が正当な事由があると認めたとき。

（掲載の取消し）

第11条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条の規定に反すると判断したとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料の入金がないとき。

(3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと本会が判断したとき。

2 会長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、「看護いばらき」広告掲載取消決定通知書（様式第11条）により、広告主に通知するものとする。

（掲載の取下げ）

第12条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前号の規定により広告の掲載を取り止めようとするときは、「看護いばらき」広告掲載（取り止め）届出書（様式第12条）に必要事項を記入し、速やかに会長に届け出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合でも、納入された広告料は返金しないものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において

解決しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

2 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

様式（第6条関係）

公益社団法人茨城県看護協会広報誌「看護いばらき」広告掲載申込書

年 月 日

公益社団法人茨城県看護協会  
会 長 殿

住 所  
会社名・団体名  
代 表 者 名 印

公益社団法人茨城県看護協会広報誌「看護いばらき」広告掲載取扱要領第6条第2項に基づき、  
下記のとおり申し込みます。

記

広 告 の 内 容		
広 告 希 望 規 格 ( □ に レ 点 )	<input type="checkbox"/> ①1/2 ページ <input type="checkbox"/> ②1/6 ページ	
広 告 掲 載 位 置	<input type="checkbox"/> ①裏表紙 <input type="checkbox"/> ②裏表紙以外（表紙を除く）※注）1/2 ページの申し込みはできません。	
掲 載 希 望 月	<input type="checkbox"/> ①7月下旬発行号 <input type="checkbox"/> ②10月下旬発行号 <input type="checkbox"/> ③1月上旬発行号 <input type="checkbox"/> ④3月下旬発行号 ※注）本会の事業により発行日に変更になる場合があります	
添 付 書 類		
担 当 者 連 絡 先	担当部署	
	氏名	
	TEL	FAX
	E-mail アドレス	

注意) 1 申込書の提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否（掲載月）については、別途通知いたします。

2 添付書類をメールにて送付する際は、PDF形式にて送付願います。

様式（第7条関係）

公益社団法人茨城県看護協会広報誌「看護いばらき」広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

公益社団法人茨城県看護協会  
会 長

年 月 日付けで申し込みのあった公益社団法人茨城県看護協会広報誌「看護いばらき」への広告掲載につきまして、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

- 1 広告掲載 掲載します  
掲載しません  
(理由)

2 決定内容

掲載発行号 年 月発行号  
広告掲載位置 裏表紙 裏表紙以外  
広告掲載規格 1/2 ページ 1/6 ページ

3 広告掲載料

円 (税込み)

4 納付期限 (方法)

年 月 日までに本会指定口座に振り込み願います。

5 掲載原稿電子データの送付

広告掲載原稿電子データについては、年 月 日までに本会宛てに送付願います。

様式（第 11 条関係）

年 月 日

様

公益社団法人茨城県看護協会  
会 長

「看護いばらき」広告掲載取消決定通知書

次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 取消区分  広告掲載料が未納  
 広告掲載原稿が未提出  
 広告又は広告内容が不適當  
 その他  
(理由)

- 2 取消年月日  
年 月 日

第 11 条

2 会長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、「看護いばらき」広告掲載取消決定通知書（様式第 11 条）により、広告主に通知するものとする。

様式（第 12 条関係）

年 月 日

（申請先）茨城県看護協会長

住 所

会社名・団体名

代表者名

印

「看護いばらき」広告掲載（取り止め）届出書

「看護いばらき」広告掲載取扱要領第 12 条の規定により、「広告の掲載を取り止めたい」ので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 取り止める内容
  
- 2 取り止める理由
  
- 3 その他

以上

第 12 条

2 広告主は、前号の規定により広告の掲載を取り止めようとするときは、「看護いばらき」広告掲載（取り止め）届出書（様式第 12 条）に必要事項を記入し、速やかに会長に届け出なければならない。